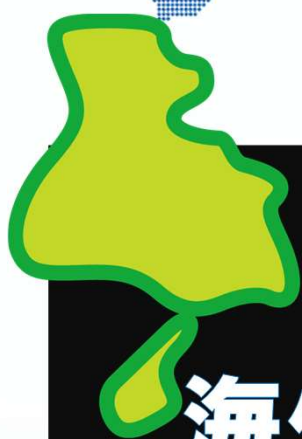


外国出願に要する 費用の50%を 助成します



令和6年度
兵庫県中小企業等
海外出願支援事業

募集の
ご案内

1次公募期間 5月27日～6月21日
2次公募期間 8月5日～8月30日

※2次公募は予定する採択件数に達した場合実施しないことがあります

1事業者に対する
補助金上限額

300
万円

特許

150万円

実用新案・
意匠・商標

60万円

冒認対策商標

30万円

お問い合わせ先

公益財団法人新産業創造研究機構(NIRO)
技術移転部門 知的財産センター
☎078-306-6808

✉kaigai-syutsugan@niro.or.jp

※詳細はホームページをご覧ください <https://www.niro.or.jp/>

募集の概要

1. 助成対象者

- ①兵庫県内に本社を有する中小企業者、ただし「みなし大企業」に該当する場合は除く
- ②地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人

2. 助成対象出願

応募時点で日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標を出願完了しており、交付決定後（採択後）に同一内容の外国出願（パリ条約等に基づく外国出願、特許協力条約に基づく外国出願（PCT国際出願における各国への国内移行出願）、ハーグ協定に基づく外国出願、マドリッド協定議定書に基づく外国出願）を行う予定のもの。

3. 助成の条件

- ①外国出願と基礎となる国内出願の出願人名義が同一であること。
- ②2025年1月31日までに外国出願を完了し、実績報告書を提出すること。
- ③本事業に係る書類提出について、出願業務を依頼する弁理士の協力を得られること。
- ④本事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。
- ⑤一般社団法人発明推進協会で同一案件の申請を行っていないこと。（併願不可）

4. 補助率・補助上限額

補助率： 補助対象経費の1／2以内
1事業者に対する上限額： 300万円（複数案件の場合）
案件ごとの上限額： 特許150万円
実用新案・意匠・商標60万円
冒認対策商標：30万円

5. 助成対象経費

採択後に発生した、外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用 等

詳細は募集要領を御確認ください。募集要領は、新産業創造研究機構のホームページを（<https://www.niro.or.jp/>）ご覧ください。

～申請から補助金交付までの手続きの流れ～

